

## 第9節 | その他の工事 |

### 1 小・中学校復旧事業(福岡市教育委員会)

平成19年4月からの島内での小・中学校再開に備え、平成18年度に体育館やプール等の復旧工事を行った。校舎については、小学校用地に小・中学校を併設することとなった。平成21年春の開校を予定している。

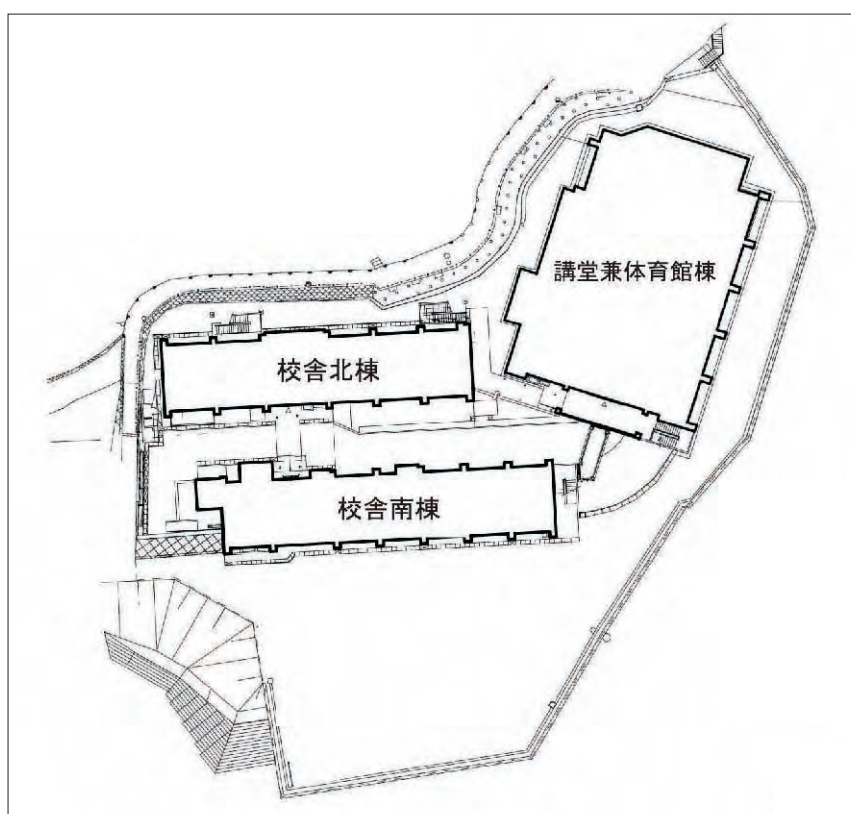
- 平成18年度 中学校災害復旧工事(体育館・プール・擁壁等復旧工事)  
小学校仮設校舎建設工事
- 平成19年度 小・中学校の再開  
小学校災害復旧工事(造成工事)
- 平成20年度 小・中学校校舎等改築(併設)



中学校に仮設校舎を建設



新しい小・中学校の造成



新校舎等配置図

2 漁港施設等の復旧事業(福岡市農林水産局)

平成17年度から平成19年度において、岸壁、物揚場、防波堤、浮桟橋、護岸、漁港道路等の復旧事業を実施した。

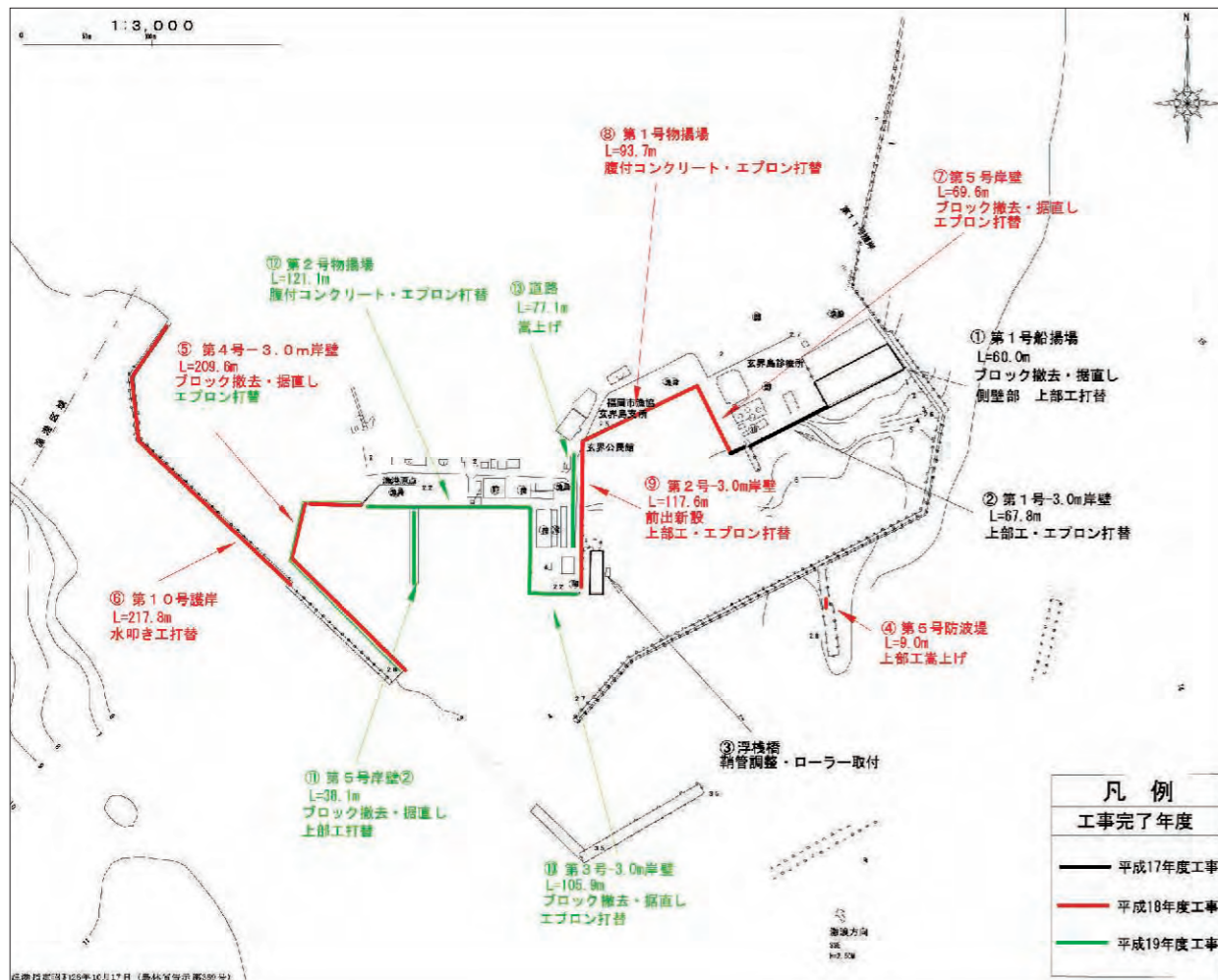
- 漁港施設災害復旧事業(岸壁、物揚場など)
- 漁港施設関連災害復旧事業(岸壁背後用地など)
- 漁港安全管理施設整備事業(防舷材の設置)
- 共同利用施設設置事業(漁船巻揚施設の復旧など)



岸壁ブロックの設置



基礎捨石の投入

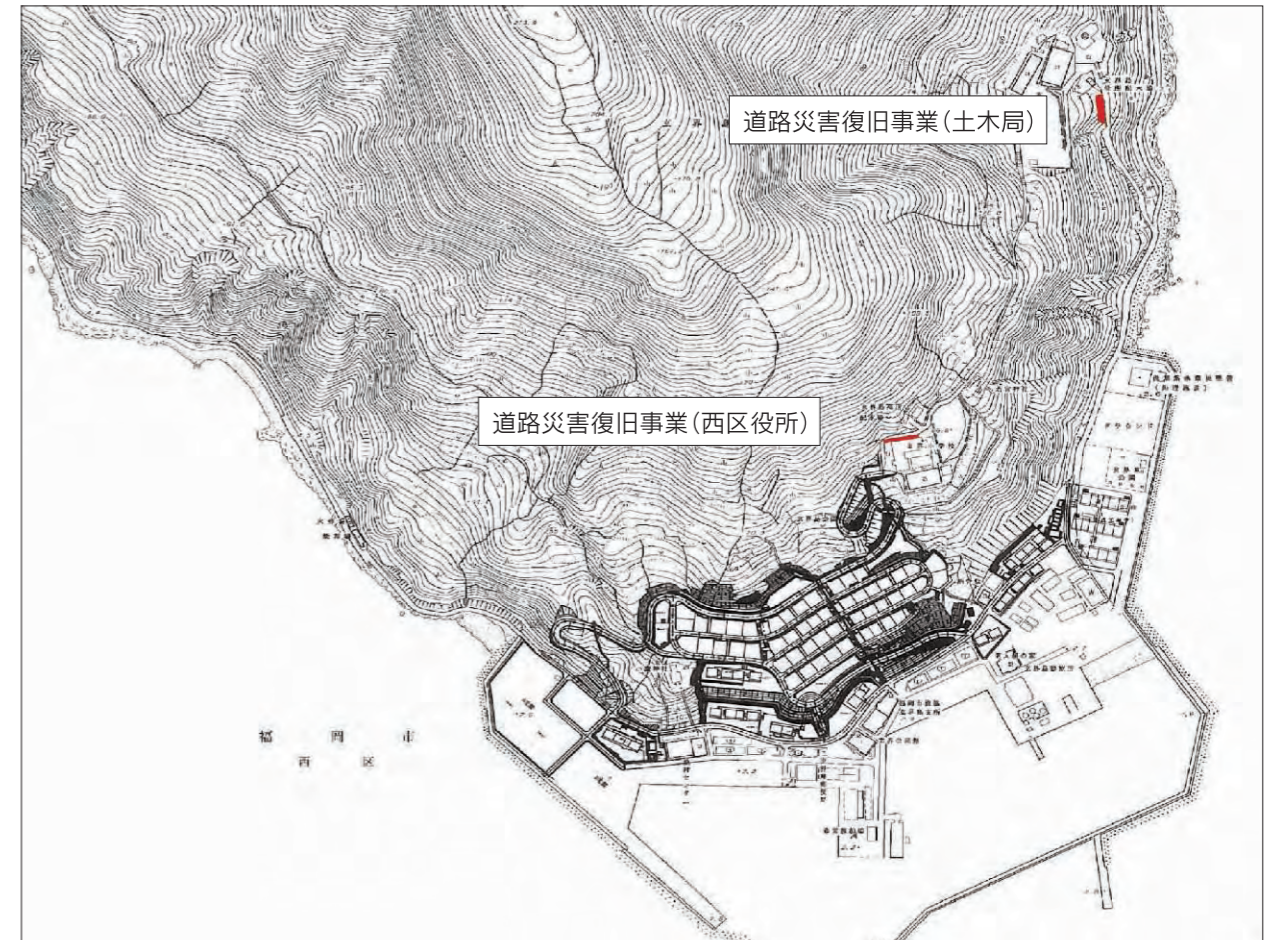


漁港施設災害復旧事業箇所平面図

3 道路復旧工事(福岡市)

玄界小学校、中学校に繋がる道路で、復旧工事を行った。

- 平成18年度 道路災害復旧事業(ブロック積み擁壁と側溝整備)(土木局)
- 平成19年度 道路災害復旧事業(道路擁壁の補強整備)(西区役所)



施工位置図



被災した道路の復旧(土木局)



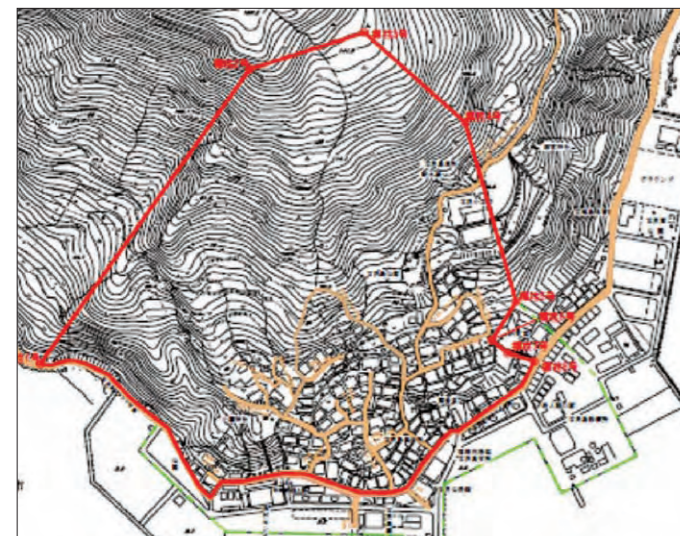
被災した道路擁壁の復旧(西区役所)

4 地すべり対策事業(福岡県前原土木事務所)

地盤工学会および玄界島斜面对策委員会により、地盤調査結果が分析され、「住宅地では地中での明瞭なすべりに繋がる変位は見られないものの、小さな滑りの可能性があり、何らかの対策工事を検討すべきである」との提言があった。(第5章第2節参照)

そこで、平成18年7月に、福岡県により集落部を含む南側斜面地が「地すべり防止区域」に指定され、「安心・安全なしまづくり」に向け、アンカー工や地下水排除工(集水井・横ボーリング)などの地すべり対策工事が導入された。

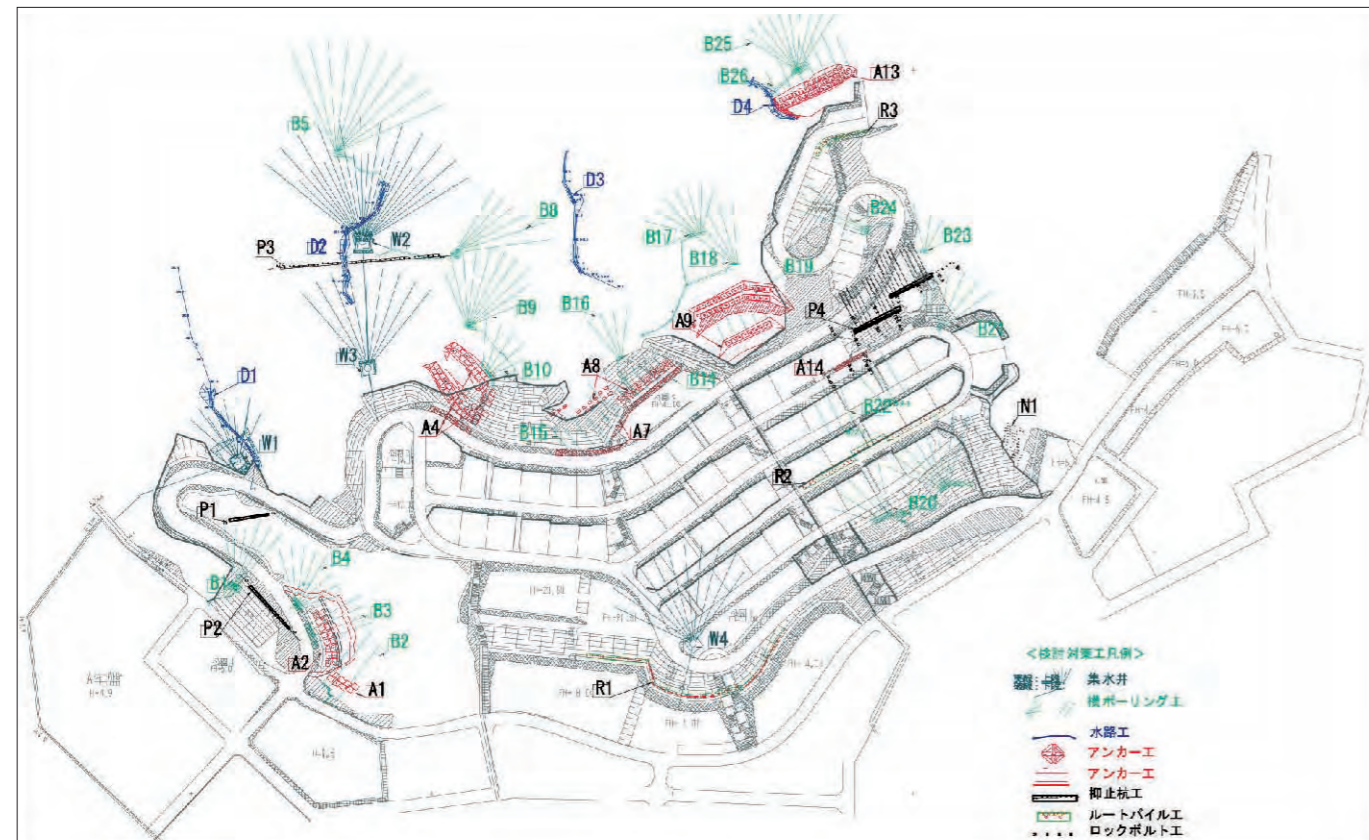
- 平成17年度 災害関連緊急地すべり対策事業
- 平成18年度～20年度 特定緊急地すべり対策事業
- 平成20年度 地すべり対策事業(離島)



地すべり防止区域

(地すべり防止区域内で禁止される主な行為)

- ・地表から深さ2mの掘削
- ・地すべり防止区域施設から5m以内の地域における掘削。  
ただし、施設から1m以上離れており、地表から深さ50cm未満の掘削で直ちに埋め戻す場合には許可は不要。
- ・1馬力を越える動力を用いて地下水をくみあげる行為。



施行位置図

(地下水の排除)



集水井工



横ボーリング工

(地盤の一体化)



ルートパイル工



抑止杭工



アンカー工

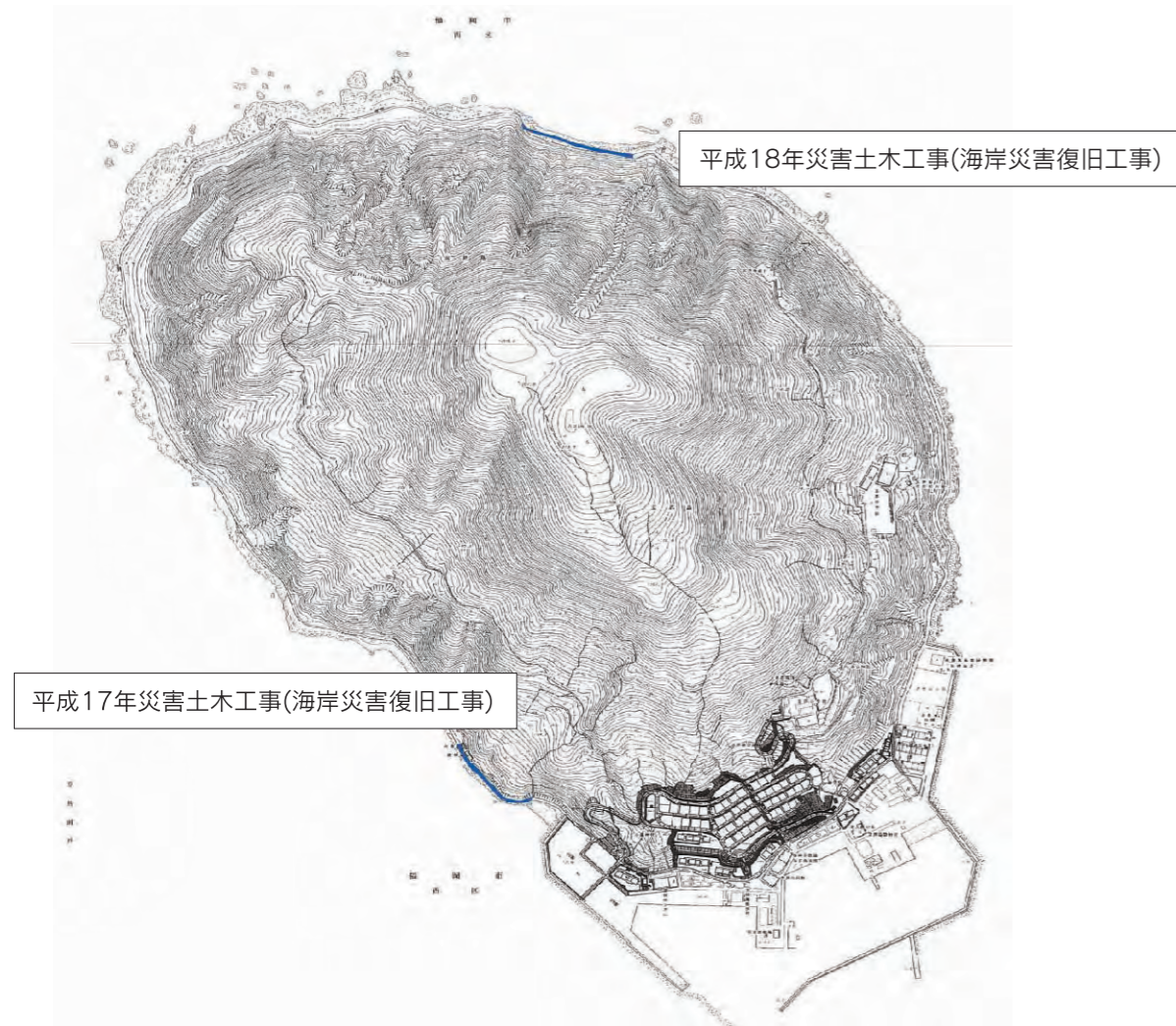


ロックボルト工

5 海岸復旧工事(福岡県前原土木事務所)

地震により、集落西側に位置する海岸の堤防が傾き、堤防道路の陥没等の被害が発生し、平成17年災の海岸の復旧工事が行われた。また、平成18年6月の豪雨により、北側斜面の崖崩れが発生し、海岸護岸及びその管理用通路が崩壊土砂に埋まったため、平成18年災の海岸の復旧工事がおこなわれた。

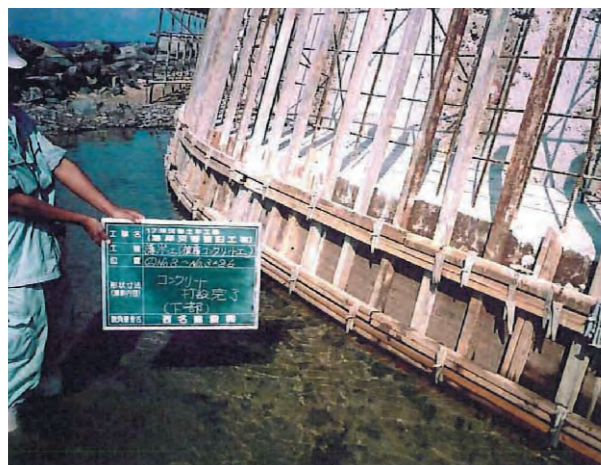
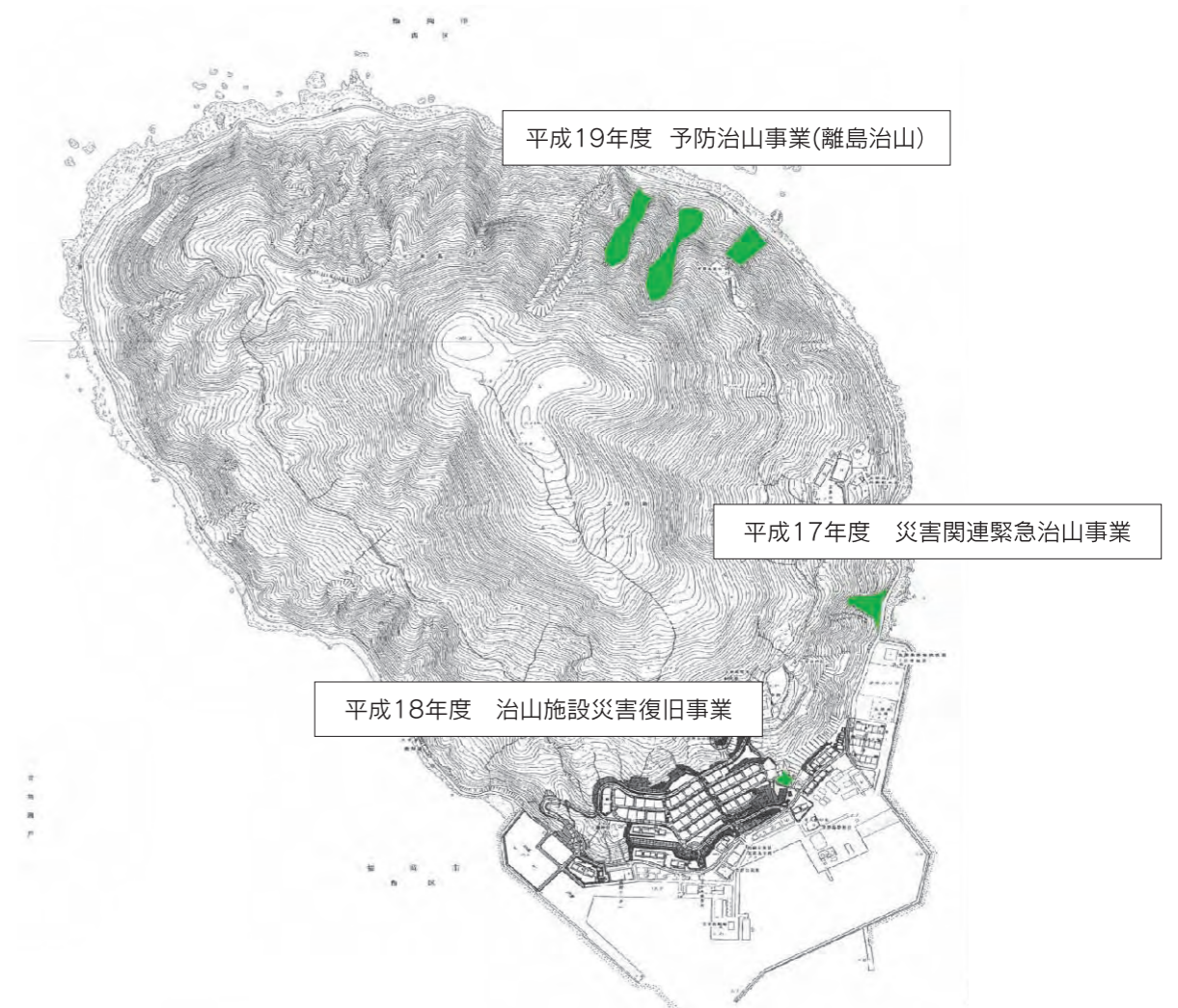
- 平成17年災害土木工事(海岸災害復旧工事)
- 平成18年災害土木工事(海岸災害復旧工事)



6 治山事業(福岡県福岡農林事務所)

地震により東側斜面の崩壊や治山施設の破損などの被害が発生し、これらの復旧事業が展開された。

- 平成17年度 災害関連緊急治山事業 (地震動による斜面崩壊)
- 平成18年度 治山施設災害復旧事業(離島) (地震動による斜面崩壊)
- 平成19年度 予防治山事業(離島治山) (震災後の大雨による斜面崩壊)



護岸の復旧(震災による)



土留壁の設置(大雨による)



東側崩壊斜面の復旧



被災した治山施設の復旧